

## 予算決算委員会経済環境分科会記録

1 日 時 令和5年6月22日（木曜日）

開 会	午前 9時58分
休 憩	午前10時15分
再 開	午前10時36分
休 憩	午前10時50分
再 開	午後 1時08分
閉 会	午後 1時41分

2 場 所 第 3 委 員 会 室

3 出席委員 9人

分科会長	久 保 大 憲
分科会副会長	柏 佳 枝
委 員	藤 田 克 樹
//	織 田 伸 一
//	豊 岡 達 郎
//	吉 田 修
//	舎 川 智 也
//	高 道 秋 彦
//	大 島 満

4 欠席委員 0人

## 5 説明のため出席した者

### 【環境部】

部長	舟崎 文彦
部次長	片山 建
環境センター所長	石黒 健一
参事（廃棄物対策担当）	耕作 優
参事（環境政策課長）	沼崎 益大
参事（環境センター次長・ごみ減量推進担当）	長崎 秀樹
環境保全課長	東 覚
環境センター管理課長	小林 将司
環境センター業務課長	藤根 昇
環境政策課主幹（調整担当）	田口 衛

### 【商工労働部】

部長	山本 貴俊
部次長	長 康博
部次長（コンベンション・薬業物産・観光振興担当）	若松 潤
商工労政課長	柵 伸治
企業立地課長	卜蔵 雄治
コンベンション・薬業物産課長	大釜 嘉徳
観光政策課長	柏木 克仁
公営競技事務所長	山崎 正
職業訓練センター所長	松本 晃司
牛岳温泉スキー場所長	中澤 栄三
商工労政課主幹（調整担当）	桑名 純一

## 【農林水産部】

部長	金山 靖
理事（農林水産部次長）	高柳 誠
部次長（技術担当）	前田 剛
農林事務所長	桐溪 修一
地方卸売市場長	堀田 英樹
参事（天湖森再整備担当）	谷崎 友紀
参事（農政企画課長）	三邊 泰弘
参事（農林事務所農地林務課長）	奥田 孝治
農業水産課長	谷井 隆彦
森林政策課長	中島 光輝
農村整備課長	金田 英靖
国営農地再編整備推進室長	笹木 明子
農林事務所農業振興課長	余川 洋成
地方卸売市場次長	水野 智
営農サポートセンター所長	増山 進平
農政企画課主幹（調整担当）	大門 高史

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課長	坂口 輝之
議事調査課主査	中村 千里
議事調査課主査	白山 江梨花

## 7 会議の概要

分科会長      ただいまから、令和5年6月定例会の予算決算委員会経済環境分科会を開会いたします。  
審査に先立ち、分科会記録の署名委員に、織田委員、豊岡委員を指名いたします。  
各案件の審査については、各部局単位とし、お手元に配付してあります審査順序のとおり行う予定であります。  
なお、質疑については、議案に直接関係あるものだけにお願いいたします。  
また、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。  
これより、環境部所管分の議案の審査を行います。  
議案第83号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費中、環境部所管分  
を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

環境部長      〔挨拶〕

環境政策課長    〔議案説明資料により説明〕

分科会長      これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

豊岡委員      たしか太陽光パネルやZEH、ペレットへの補助を従来からされてきました。今回、補助対象機器が太陽光パネルと蓄電池のセットということですが、何か違いはあるのですか。

環境政策課長    御指摘のとおり、富山市では蓄電池とペレット、エネファームへの補助を実施しております。  
2年前までは太陽光パネルへの補助も実施していたのですが、こちらにつきましては、民間事業者のほうでPPAと呼ばれる屋根貸しで無料提供さ

れる仕組みが出来上がったことから、富山市ではこの制度に代えてZEHに対する補助制度を創設しています。

あと、これからは国でも推奨しております再生可能エネルギーの地産地消—自家消費を進めていくため、蓄電池の補助を継続して、整理、統合を行ったところでございます。

豊岡委員 売電はできるのですか。自家消費だけですか。

環境政策課長 現在のところ、売電も一応可能にするということで考えてはおりますが、制度設計につきましては、今後、詳細を詰めていきたいと思っております。

藤田委員 事業開始予定日が本年8月1日ということでした。説明のときに聞き逃していたら申し訳ないのですが、例え、まだ着工前で、今日6月22日時点で設置したいと思ったときに、補助を受けるためにはどのようなタイムスケジュールで申請すれば補助対象になるのか教えてください。

環境政策課長 本年8月1日施行でございまして、この日から受付を開始いたします。着工前に交付申請をしていただいて、こちらで審査の上、交付決定をします。この交付決定を受けて着工していただくこととなりますので、8月1日に申請された場合、二、三週間ぐらいかかるかもしれません。

ただ、もう既に設置する予定の御家庭もあると思いますので、先ほど申し上げたように、市政記者へのレクチャーが終わったタイミングで事業者向けにメール等でこのような制度があることを御案内したいと思っております。市民の方が一番先に相談するのが事業者なので、そのあたりの情報提供はしていただけるものと思っております。

大島委員 設置した後は、完成検査をした後でお金が振り込まれるのでしょうか。

環境政策課長 御指摘のとおりでございます。

大島委員 例えば、業者が建て売り住宅のような形で個人に建物を売却するという方法だと、業者にお金が入るのか、それとも、個人にお金が入るのか、あるいは、業者だと申請できないのか、その辺は決まっていますか。

環境政策課長 今、御指摘のあった少しいレギュラーな部分につきましては、恐らく購入される前に交付申請をしていただいて、その契約行為が終わった後にお渡しするということが今、想定できるかと思っております。そのあたりも制度設計の中でどう反映していくのか、運用で何とかなるのかなど、詰めさせていただきたいと思っております。

分科会長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第83号中環境部所管分の意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、環境部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、報告案件として提出されている  
報告第15号 令和4年度富山市繰越明許費繰越計算書、第4款衛生費中、環境部所管分  
を議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

環境保全課長 〔報告第15号中

斎場管理費について、  
議案書により説明]

環境政策課長 [報告第15号中  
脱炭素化推進事業費について、  
議案書により説明]

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

大島委員 斎場管理費を繰り越し、早めに調査をするということですが、その業者はもう決まったのかどうかお聞かせください。

環境保全課長 この事前調査につきましては、契約として2件あります。耐震診断と基本設計に係るもの、あと、アスベスト・ダイオキシン調査で、この2件とも既に契約は済んでおりまして、今、調査に取りかかっているところでございます。

大島委員 その調査の結果、再開まで最大3年ぐらいかかると令和4年12月定例会の委員会でお聞きしたと思います。それをできるだけ早めに行うという意向も聞いたのですけれども、2年かかるのか3年かかるのか、そのスケジュールが出てくるのはいつ頃になりますでしょうか。

環境保全課長 まず耐震診断の結果がどうなるのかということがありまして、その結果が見えてくるのは今年の夏ぐらいになります。それから具体的な基本設計に入っていく形になるかと思しますので、今の段階ではこの事業のタイムスケジュールについて、まだはっきりとしたことは言えないのですけれども、夏から秋ぐらいにかけて少し分かるかと思えます。

分科会長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

分科会長      ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
                  なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
                  以上で、経済環境分科会環境部所管分を終了いたします。

午前10時15分 休憩

~~~~~

午前10時36分 再開

分科会長      これより、経済環境分科会商工労働部所管分の議案の審査を行います。  
                  議案第83号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第7款商工費、  
                  議案第84号 令和5年度富山市企業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）、  
                  以上2件を一括議題といたします。  
                  これより、順次、当局の説明を求めます。

商工労働部長   〔挨拶〕

商工労働部次長  〔商工労働部所管分の概要について、議案説明資料により説明〕

企業立地課長   〔議案第83号について、議案第84号について、議案説明資料により説明〕

分科会長      これより、質疑に入ります。  
                  質疑は、議案説明資料の順に行います。  
                  まず、議案説明資料2ページについて質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

分科会長      次に、議案説明資料3ページについて質疑はありま

せんか。

大島委員 令和4年9月の分科会で企業団地の土地を売却したときにも定期賃借権契約保証金があまりにも少ないのではないかと指摘したかと思います。建物を建てた場合、法的なことから言えば、本来、更地にして返すという基本原則がありますが、万が一、途中で企業が破綻、倒産し、建物を残されたときの保証金としてはあまりにも少ないという心配があります。この保証金の計算方法をもう一度教えていただけますでしょうか。

企業立地課長 保証金につきましては、賃料が未払いになった場合や違約金が発生した場合に充当するために、賃料の1年分をあらかじめ頂いているものでございます。建物の解体費に充当する目的で頂いているものではありません。現在、分譲地としてまだ残っているものは第2期呉羽南部企業団地だけで、こちらは全て購入という形にしておりまして、定期借地権契約で入居してもらうことは考えていない状況でございます。ただ、今後、企業団地を造成するに当たり、定期借地権契約で入居してもらう方針とした場合の保証金につきましては、また改めて検討が必要であると考えております。

大島委員 薬品工場など大きな処分料がかかるようなところが万が一でも倒産した場合に、億単位の莫大な解体費がかかるリスクがあります。建物を建てるという条件で定期借地権を組まれる場合は、その保証金の額についてはもう一度検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

分科会長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長            ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第83号中商工労働部所管分、議案第84号、以上2件を一括して意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長            意見の表明なしと認めます。  
以上で、商工労働部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、報告案件として提出されている  
報告第16号 令和4年度富山市繰越明許費繰越計算書、  
報告第17号 令和4年度富山市繰越明許費繰越計算書、  
以上2件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

牛岳温泉スキー場所長    〔報告第16号について、  
議案書により説明〕

公営競技事務所長    〔報告第17号について、  
議案書により説明〕

分科会長            これより、質疑に入ります。  
まず、報告第16号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長            次に、報告第17号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長            ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不

要のものです。

以上で、経済環境分科会商工労働部所管分を終了いたします。

午前10時50分 休憩

~~~~~

午後 1時08分 再開

分科会長 ただいまから、経済環境分科会を再開いたします。  
これより、農林水産部所管分の議案の審査を行います。  
議案第83号 令和5年度富山市一般会計補正予算  
(第2号)、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第  
6款農林水産業費、第11款災害復旧費  
を議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

農林水産部長 〔挨拶〕

農林水産部理事 〔農林水産部所管分の概要について、  
議案説明資料により説明〕

森林政策課長 〔議案第83号中  
市有林維持管理事業について、  
議案説明資料により説明〕

農林事務所 〔議案第83号中  
農地林務課長 猿倉山森林公園施設の修繕について、  
割山森林公園施設の維持管理について、  
林道等維持管理事業について、  
農地農業用施設災害復旧事業について、  
林道災害復旧事業について、  
議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑は、議案説明資料の順に行います。  
まず、議案説明資料2ページについて質疑はありませんか。

織田委員 今回の大雨によって被害があったということですが、幾つか違いがあるのだらうと思っていますので、ちょっと教えてください。  
まず、災害適用がされているものとされていないものがあるように見えるのですけれども、この災害適用というものはどのような場合を指しているのですか。今回は災害適用になっていないということですが、そのあたりについて教えていただきたいと思います。

森林政策課長 今回の崩土につきましては林道を完全に塞いでおりまして、要件を満たせば国の林道災害復旧事業で実施することもできるのですが、その実施要領の中で延長500メートル未満の林道は適用できないとされておりまして。この林道につきましては台帳上の延長が201メートルしかなく、事業要件を満たしていないので、災害復旧事業とできなかった経緯がございます。

織田委員 分かりました。  
それと、これは市有林が崩れ、その下にあるこの林道が地元管理だったと思います。  
今回のこの事業は、林道に崩れた土砂や倒木を除去するということだと思えるのですけれども、その後、のり面の復旧は、また改めて実施されるのですか。

森林政策課長 議案説明資料にも書いてありますが、織田委員のおっしゃるとおり、市有林ののり面が崩れて地元管理の林道を塞いでいる状況でございます。地元の林道ですので、取り急ぎ、まずはこの撤去に取りかからなければならないということがございます。  
崩れたところにつきましては市有林ということで、今後どうするのかというところでございますが、今は崩れた後ですので、地表がそのままになっている状況です。この後、新たに杉を植えるのか、もしくは山を治めるような工事として植生マットを敷くなどといったことについて一市有林でございますけれども、こちらは県の保安林として指定されていると

ころでございますので、今後どのようにするのかを県と検討させていただきながら何らかの手は打たなければならないと思っております。

織田委員 県の保安林であって、この後、何か対応をしていくということですが、広さと、どのくらい急いで取りかからなければいけないのか、その認識を教えてください。

森林政策課長 2か所で崩落しておりまして、広さにつきましては、目測ではございますが、どちらも幅は大体20メートルから30メートルで、長さが結構長くて60メートルほどです。写真では分かりづらいのですが、規模とすれば相当大きいものと考えております。林道につきましては、もう地元ともお話ししておりますが、できる限り早急に取りかからせていただくと。のり面につきましては、地表が見えている状態でございますので、県との協議をなるべく早く行いながら、できる範囲で早く進めていきたいと考えております。

織田委員 また雨が降って、これ以上に広がることも大変懸念されますので、早急に対応をお願いします。

藤田委員 関連して伺いますけれども、この業務の委託方法はどのようなのでしょうか。

森林政策課長 一般競争入札か随意契約かということかと思いますが、今はまだ予算成立前ですので、私ども担当課の思いでしかないので、写真からも見てとれますように、崩落の際に相当量の倒木も流下しております。こちらの処分に当たっては木をチェーンソーで切る作業が必ず入ってくると考えておりまして、その技術と経験は必要かと思っております。私どもとしましては、こういった経験者の多い地元の森林組合と特命随意契約を締結したいと考えておりますが、入札は一般競争入札が原則でございます。

ので、予算成立後、契約課との協議を速やかに行いまして、決定していきたいと考えております。

藤田委員 地元の方の林道でございますので、この林道がスムーズに元どおりになっていくよう、ぜひまたよろしくをお願いします。

分科会長 この事業で、ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料3ページについて質疑はありませんか。

藤田委員 本年3月の定期点検で破損が確認されたとおっしゃったのですけれども、この定期点検の頻度は年に一度なのか教えていただけますでしょうか。

農林事務所  
農地林務課長 点検は毎月実施しておりますが、この場所は雪が降ったときには利用者もいなくなるので、積雪、降雪のある間は点検していません。雪が解ける前は大丈夫でしたが、雪が解けた本年3月に見に行ったら壊れていたということで、今、直すものでございます。

分科会長 この事業で、ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料4ページについて質疑はありませんか。

藤田委員 相模原市の事件を受けて早急に伐採するということですが、木を2本切るのに150万円くらいかかるということです。このように立ち枯れた木を切って処分する際にかかる費用の積算根拠について教えていただけますか。

農林事務所 農地林務課長 これは森林組合から見積りを取ったものでございます。

藤田委員 続いてもう1点、これは立ち枯れということで、松くい虫か何かではないかと勝手な想像をするのですけれども、その理由について教えていただけますか。

農林事務所 農地林務課長 正直、枯れた理由は分かりません。

藤田委員 枯れた木ですので、切った後は普通に処分されるという認識で合っていますか。

農林事務所 農地林務課長 普通に処分するのですけれども、木を切って出すと産業廃棄物になってしまうので、産業廃棄物として処分します。リサイクルはできません。

分科会長 この事業で、ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料5ページから7ページについて質疑はありませんか。

藤田委員 (3)事業内容の被災箇所一覧の中で、科目が修繕費と委託料に分かれていますのですけれども、この修繕費と委託料の違いについて教えていただけますか。

農林事務所 農地林務課長 この事業では、崩土除去など、移動させればよく、構造物を造る必要がないものは委託料とし、路肩の修繕など、構造物を造らないといけないものは修繕費で上げています。

分科会長 この事業で、ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料8ページから11ページについ

て質疑はありませんか。

藤田委員 補正額が1億6,380万円で、(3)事業内容にありますように測量設計業務委託料がこの補正額の中に入っていると思うのですけれども、工事費も既に出ていると。この理屈について教えていただけますか。

農林事務所  
農地林務課長 委託は今から契約します。もともと持っている予算もありまして、それで今、委託はもう進めています。工事費は、当然おっしゃるとおりで概算額でしか出ません。この算出については、国庫補助災害については全部踏査してしまして、概ねの延長を測っています。測れないものは目測も含めまして、一般的な工法一例えばふとんかごを積むとか、ブロック積みという工法もあるのでありますけれども、それで何段分かということを経験から推測します。それに対して、国の災害査定まで使うことができる総合単価という1メートルにつき幾らといった標準的な単価がありますので、それを使って見込みで積算します。

分科会長 この事業で、ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料12ページについて質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第83号中農林水産部所管分の意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、農林水産部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、報告案件として提出されている  
報告第15号 令和4年度富山市繰越明許費繰越計算書、第6款農林水産業費、第11款災害復旧費中、農林水産部所管分、  
報告第18号 令和4年度富山市繰越明許費繰越計算書、  
報告第23号 令和4年度富山市事故繰越し繰越計算書、第6款農林水産業費、  
以上3件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

農林水産部理事 〔報告第15号について、  
報告第18号について、  
議案書により説明〕

農村整備課長 〔報告第23号について、  
議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑は、報告の順に行います。  
まず、報告第15号について質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、報告第18号について質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、報告第23号について質疑はありませんか。

藤田委員 この事故繰越について、発電機の水車に想定を超える水圧がかかったというところがちょっと気がかかり  
でして、想定を超えてしまった原因について把握して  
いらっしゃいましたら教えていただけますか。

農村整備課長    こちらにつきましては、工程から順を追って説明させていただきます。この発電所の水源は、議案説明資料の全体図のとおり、宮腰用水が上部にあります。ここから水を引いているのですが、この宮腰用水につきましては、本発電所の整備と並行して、県営事業により水路補修と土砂流入を防止するための蓋かけ工事を実施していたところでございます。

水路補修につきましては断水して実施する必要がある一方、本発電所は試験調整の中で流水試験を実施する必要があるため、水が必要な工事と断水しないといけない工事があります。そのため工程調整を行って、水路補修等の工事は非かんがい期の令和4年9月から令和5年2月まで、本発電所の流水試験を含む試験調整につきましては、令和5年3月に行うこととされたところでございます。

令和5年3月の完成に向けて流水試験を実施したのですが、水圧が想定より高くなったと。それで、水車封水部から想定外の漏水が確認されました。本発電所は小流量ですが、取水口から発電所まで相当落差がございまして、この落差を生かし、効率的な発電が可能な水車を採用していると伺っております。このタイプの発電施設につきましては、水車にかかる圧力を想定することは難しいと伺っております。実際、本年3月に入って流水試験を行ったところ、想定を超えた圧力がかかったものと考えているところでございます。

そのため、圧力調整をするための加工やバランスの調整などに日数を要したものでございます。

大島委員        今の質問の関連ですが、先般、新田用水地区の水力発電所が完成したと。来月に久婦須川地区の竣工式が行われるということですが、これら2つの水車の設計や施工に関してはどの程度の差があるのでしょうか。あと、業者の違いも教えていただけますか。

農村整備課長    土地改良区では設計ができないものですから、富山県土地改良事業団体連合会に設計及び施工管理の委

託をされているところでございます。

新田用水地区と久婦須川地区の水車の違いについては、設置条件が違うので一久婦須川地区は小流量でも高低差を生かして発電できるものを採用しているということですが、新田用水地区につきましては、水量を確保できるということで少し違ったタイプのものを設置されていると考えております。具体的な違いまでは把握しておりません。

大島委員

宮腰用水の発電は、ここの落差を生かせるということで市町村合併前から20年越しの計画だったと思うのですが、これだけの落差があるところに造った小水力発電が予想外の水圧があって壊れたということは、設計上、話にならないと思うのです。

新田用水地区は、桐溪農林事務所長も臨席され、御挨拶いただきましたが、8メートルの落差で流量をかなりたっぷりと取って発電するということでした。久婦須川地区ではこれだけの落差を想定して、小水力発電してみたら壊れたと。ある意味、設計ミスも考えられないでしょうか。

最初のこの試験で壊れたということになりますと、大きなタービンでも羽根が飛んだり、バランスが壊れて一よく壊れることはありますけれども一今後、本当に大丈夫なのか非常に心配になるのですが、いかがでしょうか。

農村整備課長

実際に壊れたということではなく、圧力がかかった中で漏水したものでございます。

羽根については、今、その圧力を封水部から逃がすための加工を施しております。当初かかっていた圧力よりも低くなっておりまして、現在のところ、漏水等は見受けられず、正常に発電が行われているところでございます。

大島委員

逆に圧力が高いということであれば、もう少し大きな発電量を求めることができたと考えられないのですか。それを絞るという意味でしょうから、そういう意味では設計が甘かったのではないかと申し上げ

たいと思います。

農村整備課長 宮腰用水からの分水という中で、その水量を生かしたものでございまして、川での発電のように思ったような水量はなかなか確保できないところはあるかと考えているところでございます。

分科会長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
以上で、経済環境分科会農林水産部所管分を終了いたします。  
これで、6月定例会の当分科会に送付されました全議案の審査は終了いたしました。  
委員各位に御相談申し上げます。  
分科会長報告については、正・副分科会長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 それでは、そのように取り計らいます。  
これをもって、令和5年6月定例会の予算決算委員会経済環境分科会を閉会いたします。

令和5年6月定例会  
予算決算委員会経済環境分科会記録署名

分科会長 久保大憲

署名委員 織田伸一

署名委員 豊岡達郎